



答 申 第 7 0 1 号
平成 30 年 9 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 9 月 4 日付け神ここ第 2354 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

産婦健康診査受診結果のこうべ健康いきいきサポートシステムへの入力について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 妊産婦の健康状態を一元的に把握するため、産婦健康診査の実施結果を、妊婦健康診査等の情報を保有しているこうべ健康いきいきサポートシステムにて電子計算機処理することは、健診結果に応じて、対象者に対して必要な支援を行うことができ、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

産婦健康診査受診結果のこうべ健康いきいきサポートシステムへの入力について
(条例第11条「電子計算機処理の制限に関して」)

◎印は条例第11条第2項に該当するセンシティブ情報
下線部が新規入力部分

【電子計算機処理する個人情報】

1. 基本情報

氏名
性別
生年月日
住所(居住地)
続柄
異動事由
異動年月日
住記個人番号
世帯番号
受診番号
母子手帳番号
電話番号
メールアドレス

2. 産婦健康診査受診者情報

実施年月日

実施場所

分娩年月日

◎診査項目(問診・診察, 体重・血圧測定, 尿検査(蛋白・糖), エジンバラ産後うつ病質
問票)

◎診査結果(異常なし, 継続フォロー。継続フォローの場合は当院フォロー, 他科・他院
紹介, 居住区へ情報提供の該当項目)

◎産後うつ指標(エジンバラ産後うつ病質問票の結果)